

奈良県告示第二百一号

平成二十七年十二月奈良県告示第二百五十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等のうち知事が適当と認める書類等）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十二日

奈良県知事 山下 真

告示文中「第一条第三項」を「第二条第四項」に改める。

別表規則第一条第二号の項中「第二条第一項」を「第一条の二第一項」に改め、同表規則第九条第四項の項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同表規則第九条第五項第六号の項中「第九条第五項第六号」を「第九条第六項第六号」に改める。